

**令和4年和光市議会第1回臨時会**

# **提出議案の概要**

**和光市**

議案第29号	和光市固定資産評価員の選任について
担 当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市固定資産評価員の鈴木克明氏の辞任に伴い、新たに白川将実氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第30号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課
<p><b>【目的】</b>  地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b>  ○改正の要点  (1) 固定資産税  ア 土地の負担調整措置  景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とする。  なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して、全ての土地について、前年度課税標準額に据置とされていた。  〔附則第12条関係〕  イ 個人情報の保護の観点から固定資産課税補充台帳の閲覧に係る表示情報を保護する措置を講じます。  〔第63条の2関係〕  (2) その他の改正  法改正に併せて所要の規定を整備（条項ずれ修正、文言の修正追加等）します。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和4年4月1日</p>	

議案第31号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課
<p><b>【目的】</b>  地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b>  ○改正の要点  (1) 土地の負担調整措置  景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とする。  なお、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して、全ての土地について、前年度課税標準額に据置とされていた。  〔附則第8項関係〕  (2) 法改正に併せて所要の規定を整備（条項ずれ修正、文言の修正追加等）します。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和4年4月1日</p>	

議案第33号	職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課
<p><b>【目的】</b></p> <p>令和3年度人事院勧告により国家公務員の給与改定等が行われることに伴い、本市においても国家公務員に準じて職員給与の改定を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>職員の期末手当の支給割合を年間で0.15月分引き下げ、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.3月とし、再任用職員についても0.1月分引き下げ、期末・勤勉手当の年間支給割合を2.25月とします。会計年度任用職員については、期末手当の支給割合を年間で0.15月分引き下げ、年間支給割合を2.4月とします。</p> <p>その他、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員の区分ごとに、次の割合を乗じた額を令和4年6月の期末手当から減じることとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般職員（127.5分の15）</li> <li>(2) 管理職員（107.5分の15）</li> <li>(3) 再任用一般職員（72.5分の10）</li> <li>(4) 再任用管理職員（62.5分の10）</li> <li>(5) 特定任期付職員（167.5分の10）</li> </ol>	